

学校規模の適正化と適正配置にかかる実施計画

(案)

区分	実施地区	対象校		近隣の望ましい規模以上の小中学校	説明
		規模の適正化が必要な小中学校			
		複式学級を有する学校 (過小規模校)	小規模校		
複式学級(小学校5学級以下、中学校2学級以下)の解消	琴海	尾戸小(D)③	長浦小(D)⑥ 形上小(D)⑥	村松小(D)⑮	尾戸小、長浦小、形上小を統合する。存続する学校は長浦小を想定しているが、形上小でも可とする。
	茂木	日吉小(D)④ 南小(C)③	茂木小(C)⑦		南小・日吉小を茂木小へ、南中・日吉中を茂木中へ統合する。
		日吉中(D)②	茂木中(C)③ 南中(D)③		
	小江原・式見	手熊小(Bb)③	式見小(C)⑥ 小江原小(D)⑧	桜が丘小(E)⑫	4小学校の統合を目指す。複式学級解消に向けて、まずは手熊小を桜が丘小へ統合する。
			式見中(C)③	小江原中(D)⑪	小規模化している式見中を小江原中へ統合する。
	香焼・深堀・伊王島	伊王島小(Ba)③	深堀小(C)⑩ 香焼小(C)⑥		伊王島中を香焼中へ統合し、伊王島小を伊王島中跡地へ移転する旨を地元と協議中であるため、まずは伊王島中と香焼中を統合する。
		伊王島中(D)②	深堀中(C)⑥ 香焼中(D)③		
外海	外海黒崎小(E)⑤ 神浦小(E)④			H28.4に出津小と黒崎東小を統合しているが、これ以上通学区域を広げて統合を行うと、通学時間1時間を超える地区があるため、 <u>当分の間、地域の状況を見る必要がある。</u>	
西浦上	川平小(D)④	女の都小(C)⑦	西浦上小(A)⑮	複式学級解消に向けて、西浦上小の分校であった川平小を、西浦上小へ統合する。なお、大規模校である西浦上小の児童数の減少の時期をみて女の都小と統合する。	
小規模校(小学校6～11学級、中学校3～8学級)の規模の適正化(施設の老朽化の状況を勘案する)	中央	西坂小(A)⑥、銭座小(D)⑥			西坂小を銭座小へ統合する。西坂小の通学区域の一部を桜町小とする。
	北部中央	坂本小(A)⑦		山里小(E)⑮	川口町の児童数増が見込まれること、また望ましい学校規模を超える山里小の通学区域の一部変更により、坂本小と山里小の規模の適正化を図る。
		江平中(Ba)③		山里中(Ba)⑭	山里中から分離新設した江平中を、山里中へ統合する。併せて江平中の通学区域の一部を淵中とする。
	南部中央	梅香崎中(Ba)⑧、大浦中(Ba)③		小島中(Bb)⑩	大浦中の通学区域を、梅香崎中と小島中に変更する。なお、校区内の都市計画の動向等から、 <u>当分の間、地域の状況や生徒数の推移を見る必要がある。</u>
	東部中央	長崎中(C)⑦、片淵中(F)⑥		桜馬場中(A)⑮	小規模化している片淵中の通学区域を、長崎中と桜馬場中に変更する。 または長崎中、片淵中を桜馬場中へ統合する。
	東部	日見中(Ba)⑥		東長崎中(G)⑮	日見中を東長崎中へ統合したいが、東長崎中が大規模校となるため、 <u>当分の間、生徒数の推移をみて統合を図る。</u>
	西部	朝日小(A)⑥、飽浦小(E)⑥ 稲佐小(C)⑩			朝日小、飽浦小を、稲佐小へ統合する。
		丸尾中(C)③		淵中(E)⑬	淵中から分離新設した丸尾中を、淵中へ統合する。
	南部	小ヶ倉小(Ba)⑥、南長崎小(E)⑨			南長崎小は小ヶ倉小から分離新設しているが、現在の児童数や校地の状況をふまえ、南長崎小へ統合する。
		小ヶ倉中(E)⑦		戸町中(Ba)⑩	戸町中から分離新設した小ヶ倉中を、戸町中へ統合する。
	南部(旧三和)	晴海台小(E)⑥、為石小(Bb)⑥ 川原小(C)⑥、蚊焼小(C)⑥			晴海台小、為石小、川原小、蚊焼小を統合する。中学校は通学区域を広げて統合を行うと遠距離となり、規模の適正化が困難であるため、三和中の敷地に施設一体型小中一貫教育校の整備も検討する。
		三和中(Bb)⑥			
	北部	虹が丘小(D)⑥		大園小(C)⑬	大園小から分離新設した虹が丘小を、大園小へ統合する。
横尾中(D)⑥			滑石中(C)⑫	滑石中から分離新設した横尾中を、滑石中へ統合する。	
三重	三重小(C)⑦		畝刈小(E)⑮	望ましい学校規模を超える畝刈小は、今後も児童数の増加が見込まれるため、畝刈小の通学区域においては、交通費を補助のうえ一旦三重小への通学を可とし、三重小への誘導を図る。	

※1：表中のアルファベットは平成28年5月現在での校舎の建築経過年数【⇒A：61年以上、Ba：56～60年、Bb：51～55年、C：41～50年、D：31～40年、E：21～30年、F：11～20年、G：10年以下】

※2：○数字は、平成28年5月現在での学級数。

※3：統合の手法として、吸収統合(学校の全部もしくは一部を他の学校に編入すること)と新設統合(2校以上の学校の全部もしくは一部をもって学校を設置すること)があるが、「2 小規模校のうち施設の老朽化が進んでいる小中学校の規模の適正化」については、原則として、対等な新設統合とする。